◇農家の皆さんへ◇

転作実施計画（申請）水稲共済引き受け（申告）の受け付けについて

今年も転作等実施計画（申請）の受け付けが始まります。

昨年と同様に、水田農業確立対策実施計画（転作）と農業共済組合が行う水稲共済細目書異動申告票を一体化し、農家から転作等の申請と水稲作付けとを同時に行います。

農協・共済組合・産業経済課の職員が合同で受け付け、面接を行いますので、次のことに注意してご協力をお願いします。

◈**申請の仕方**

①決められた日時・場所においでください。（別表）

②必ず印鑑（認め印でけっこうです）を持って来てください。

③転作の申請と共済の引き受け（申告）を同時に行いますので、転作する作物名・作付けする稲の品種名を決めておいてください。

④申請（申告）の用紙は、当日会場に準備しています。

▼**転作**　先に農協から渡してあります「転作の実施計画」のコピーを持って来てください。目標面積の達成などのため、既に農協に提出している方は、その必要はありません。

▼**共済**　あらかじめ申告の用紙を配布しませんので、当日会場においでください。

⑤休耕、転用、売却、貸し付けした農家も、その旨を申請してください。

⑥転作できない方、水稲の作付けをしない方も、すべての農家の方が申請（申告）してください。

⑦転作を実施しても転作の申請をしていないときは、助成補助金は出ません。同様に水稲の共済引き受けをしていない場合は、被害が発生しても共済金の支払いが受けられません。

◈**その他注意すること**

①牧草を作付けするときは「飼料作物契約書」に双方の印鑑を押して、必ず提出してください。

▼有畜農家が自家用にするときは「契約書」はいりません。

▼地力増進作物として〝すき込み〟するときも「契約書」は、いりませんが、生産性向上加算金（団地加算など）は付きません。

②そば、大豆などについては、集荷業者（農協等）と売り渡し予約をして収穫・出荷するようにしてください。

③ばらまきや管理不足により通常の収穫を上げるのにふじゅうぶんな状態にあるものは、申請がされていても休耕扱いになり、助成補助金がもらえません。

④連担団地の形成（連担性や統一作物）や産地形成加算の対象となる指定作物などにも気をつけて転作作物を選定してください。

⑤二期作権利田は一回作、二回作のうちどちらかを必ず転作してください。そのほかは各農家別に仮配付された面積、または転作率。またはそれ以上の転作計画を立ててください。

⑥市外に住んでいる人から土地を購入したときなどは、その人の住んでいる市町村役場の転作係で「転作の対象水田である証明書」をもらって持ってきてください。

⑦農業者年金の関係で後継者に経営移譲される方は、面接のときに名前を変えてください。後継者に名前が変わっていないときは、転作の証明ができないことがあります。

※なお詳しいことは、別にチラシを各農家に配布しますのでご覧ください。

【産業経済課・土佐農業共済組合・長岡農業共済組合】

面接日程表

日	曜	時間	対象地区	場所
2/23	木	9:00～16:00	岩村全域	岩村農協
27	月		岡豊全域	南国市農協岡豊支所
28	火			
3/1	水		長岡全域	長岡農協
2	木			
3	金		久礼田全域	南国市農協久礼田支所
6	月		日章全域	南国市農協日章支所
7	火			
8	水		三和全域	高知三和農協
9	木		十市全域	十市農協
10	金		野田全域	南国市農協野田支所
			国府全域	南国市農協国府支所
13	月		大篠全域（介良を含む）	南国市農協大篠支所
14	火			
15	水		前浜全域	南国市農協前浜支所
			稲生全域	南国市農協稲生支所
16	木		瓶岩全域	南国市農協瓶岩支所
			白木谷、八京	南国市農協上倉支所
17	金	10:00～12:00	奈路、上倉、中谷、井の沢	奈路公民館
			黒滝、大改野、桑ノ川、中ノ川	南国市農協黒滝出張所

（注）　決められた日時、場所に来られなかった方は、後日お配りするチラシをご覧になって所定の場所で申請してください。受付、面接の期間中は職員が各地区に出向いて不在ですのでご協力お願いします。